

2018（平成30）年9月27日
ひょうご産官学連携協議会

中長期計画の実施状況に係る評価の反映方法等について

ひょうご産官学連携協議会（以下、「協議会」という。）の中長期計画の実施にあたり、「ひょうご産官学連携協議会規約」（以下、「協議会規約」という。）第4条に規定する、中長期計画の実施に係る評価時期、評価体制及び評価結果の反映方法等を以下のとおり定める。

1. 一般社団法人大学コンソーシアムひょうご神戸各事業委員会による自己評価
時期：毎年度12月
内容：中長期計画の各取り組みを所管する一般社団法人大学コンソーシアムひょうご神戸（以下、「コンソ」という。）各事業委員会において、当該年度の取り組み状況について、所定の様式により自己評価を行い、コンソ企画運営委員会に提出する。
2. コンソ企画運営委員会による事業改善提案（案）の作成
時期：毎年度1月
内容：コンソ各事業委員会による自己評価を踏まえ、コンソ企画運営委員会において次年度に向けての事業改善提案（案）を作成し、コンソ理事会に提出する。なお、事業改善提案（案）の作成にあたっては、協議会規約第5条第1項（2）（3）の自治体及び産業界から意見を聴取する。
3. コンソ理事会による事業改善提案（案）の検討
時期：毎年度2月
内容：協議会規約第5条第1項（2）（3）の自治体及び産業界からの意見を踏まえてコンソ企画運営委員会で作成した事業改善提案（案）の内容について検討し、協議会に提出する。
4. 協議会による協議・決定
時期：毎年度2月
内容：コンソ理事会から提出された事業改善提案（案）の内容について、協議会において協議・決定し、その内容をコンソ各事業委員会に提示する。
5. コンソ各事業委員会における次年度事業計画への反映
時期：毎年度3月
内容：「4.」の提案内容について、コンソ各事業委員会において次年度の事業計画に反映させ、実行する。

以上